

〒532-0011 大阪市淀川区西中島3丁目8番2号KGビル10F
 TEL (06)6838-1711 FAX (06)6838-1789
 Email info@yodogawaroukyou.gr.jp
 URL http://www.yodogawaroukyou.gr.jp



当協会の
Facebook を開設
しました！
最新の人事労務
ニュースを配信
しております。



Monthly Hot News

地域別最低賃金が改定されます

2023年度地域別最低賃金が改定されます。47都道府県で39～47円の引き上げ、改定額の全国加重平均額は1,004円（昨年度は961円）でした。なお、関西各府県の金額及び適用日は下記の通りです。詳細及び下記府県以外、産業別最低賃金については、各都道府県労働局ホームページをご参照ください。

府県名	地域別最低賃金額	適用予定日
大阪府	1,064円 (+41)	10月1日
兵庫県	1,001円 (+41)	10月1日
京都府	1,008円 (+40)	10月6日
奈良県	936円 (+40)	10月1日
滋賀県	967円 (+40)	10月1日
和歌山県	929円 (+40)	10月1日

2023年8月1日から雇用保険の基本手当日額等が変更になります

雇用保険の失業給付（基本手当）額を算定するための基礎となる賃金日額等が、2023年8月1日から変更されます。主な変更点は以下の通りです。

年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額				
離職時の年齢	賃金日額の上限額（円）		基本手当日額の上限額（円）	
	変更前	変更後	変更前	変更後（前年度増減）
29歳以下	13,670	13,890	6,835	6,945 (+110)
30～44歳	15,190	15,430	7,595	7,715 (+120)
45～59歳	16,710	16,980	8,355	8,490 (+135)
60～64歳	15,950	16,210	7,177	7,294 (+117)

【例】29歳で賃金日額が17,000円の方は、上限額（13,890円）が適用されますので、2023年8月1日以降分の基本手当日額（1日当たりの支給額）は、6,945円となります。

賃金日額・基本手当日額の下限額				
年齢	賃金日額の下限額（円）		基本手当日額の下限額（円）	
	変更前	変更後	変更前	変更後（前年度増減）
全年齢	2,657	2,746	2,125	2,196 (+71)

◆ 基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく2,196円になります。

2023年8月1日から雇用継続給付の支給限度額等が変更になります

2023年8月1日から高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付の支給限度額等が変更になります。受給者への給付額が変わる場合がありますのでご注意ください。

① 高年齢雇用継続給付（2023年8月1日以後の支給対象期間から変更）

- ・ 支給限度額 364,595円 → 370,452円
- ・ 最低限度額 2,125円 → 2,196円

・ 60歳到達時等の賃金月額

上限額 478,500円 → 486,300円
下限額 79,710円 → 82,380円

② 介護休業給付

・ 支給限度額 上限額 335,871円 → 341,298円

③ 出生時育児休業給付

・ 支給限度額 上限額 (支給率 67%) 289,466円

④ 育児休業給付

・ 支給限度額 上限額 (支給率 67%) 305,319円 → 310,143円
上限額 (支給率 50%) 227,850円 → 231,450円

2023年9月から精神障害の労災認定基準を改正されました

改正の背景

精神障害・自殺事案については、2011年に策定された「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に基づき労災認定が行われてきました。この度、近年の社会情勢の変化や労災請求件数の増加等に鑑み、最新の医学的知見を踏まえて「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」において検討を行い、2023年7月に報告書が取りまとめられたことを受け、認定基準の改正が行われました。

改正のポイント

【1. 業務による心理的負荷(ストレス)評価表の見直し】

■ 具体的出来事を追加し、類似性の高い具体的出来事の統合等が行われました。

追加	顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた
	感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した

統合	転勤・配置転換等があった	など
----	--------------	----

■ 心理的負荷の強度が「弱」「中」「強」となる具体例の拡充が拡充されました。

- パワーハラスメントの6類型すべての具体例、性的指向・性自認に関する精神的攻撃等を含むことなどが明記されました
- 一部の心理的負荷の強度しか具体例が示されていなかった具体的出来事について、他の強度の具体例が明記されました

【2. 業務外で既に発病していた精神障害の悪化について労災認定できる範囲を見直し】

改正前	悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」(特に強い心理的負荷となる出来事)がなければ業務と悪化との間の因果関係を認めていなかった
-----	---



改正後	悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したと医学的に判断(※)される場合には、業務と悪化との間の因果関係が認められる
-----	---

(※) 本人の個体側要因(悪化前の精神障害の状況)、業務以外の心理的負荷、悪化の態様・経緯等が十分に検討されます。

【3. 速やかに労災決定ができるよう必要な医学意見の収集方法を見直し】

■ 主治医意見の他に専門医による医学的意見の収集を必須とする範囲等を見直したことで、労災決定までの期間を短縮できる事案が増加されます。

精神障害の認定のための要件はこれまでと変更ありません

【認定要件】

- ① 認定基準の対象となる精神障害を発病していること
- ② 認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること
- ③ 業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと